

〔R0229〕 関係法令融合

次の記述のうち、関係法令上、誤っているものはどれか。

- 1. 「景観法」に基づき、景観計画区域内において、建築物の外観を変更することとなる模様替をしようとする者は、あらかじめ、行為の種類、場所、設計 又は施行方法等について、景観行政団体の長の許可を受けなければならない。
- 2. 「労働安全衛生法」に基づき、事業者は、高さが5m以上のコンクリート造の工作物の解体の作業については、作業主任者を選任しなければならない。
- 3. 「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に基づき、解体工事業を 営もうとする者は、建設業法に基づく土木工事業、建築工事業又は解体工事 業に係る建設業の許可を受けている場合を除き、当該業を行おうとする区域 を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。
- 4. 「労働安全衛生法」に基づく石綿障害予防規則により、事業者は、建築物の解体又は改修(封じ込め又は囲い込みを含む。)の作業を行うときは、あらかじめ、当該建築物(解体等の作業に係る部分に限る。)について、石綿等の使用の有無を調査し、その記録を作成し、これを調査終了日から3年間保存しなければならない。



(R0229) 正答 1

- 1. 誤り。景観法16条1項一号により、景観計画区域内において、建築物の建築 等をしようとする者は、あらかじめ、行為の種類、場所、設計又は施行方法、 着手予定日等を景観行政団体の長に届け出なければならない。許可ではない。 また、同法18条1項により、景観行政団体がその届出を受理した日から30日 を経過した後でなければ、当該届出に係る行為に着手してはならない。
- 2. 正しい。労安法14条、令6条十五号の五により、高さ5m以上のコンクリート造の工作物の解体又は破壊の作業については、作業主任者を選任し、その者に労働者の指揮を行わせなければならない。
- 3. 正しい。建設リサイクル法21条1項により、解体工事業を営もうとする者は、 建設業法に基づく土木工事業、建築工事業又は解体工事業の許可を受けてい る場合を除き、当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事の登録を 受けなければならない。
- 4. 正しい。石綿障害予防規則3条1項により、事業者は、建築物の解体又は改修(封じ込め又は囲い込みを含む。)の作業を行うときは、あらかじめ、当該建築物(解体等の作業に係る部分に限る。)について、石綿等の使用の有無を調査しなければならない。また、同条7項により、調査の記録を作成し、これを調査終了日から3年間保存しなければならない。